

静岡県環境学習指導員登録要領

第1 目的

ふじのくに環境教育基本方針に基づき、地域や学校等における環境教育・環境学習を推進するため、静岡県環境学習指導員（以下「指導員」という。）の登録制度により、環境学習指導者の確保と資質の向上を図るものとする。

第2 指導員の活動内容

指導員は地域や学校等において、次の活動を行うものとする。

- (1) 環境学習会の企画や運営
- (2) 環境学習会の指導
- (3) 環境学習会への参加

第3 登録対象者

指導員への登録は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者が申請することができる。

- (1) 県主催の環境学習指導者養成講座もしくは森林環境教育指導者養成講座を修了していること。
- (2) 環境学習の指導実績が原則として過去2年間で10回以上あり、県又は他の環境学習指導員からの推薦があること。
- (3) 県が認める以下の資格を有していること。
 - ア 環境カウンセラー（環境省）
 - イ 森林インストラクター（一般社団法人全国森林レクリエーション協会）

第4 申請方法

登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に、必要事項を記入し、知事に申請しなければならない。

- 2 第3の(2)より申請する場合、申請者は、推薦者からの推薦書（様式第3号）を添えて、知事に申請しなければならない。

第5 登録証及び腕章の交付

知事は、登録を申請し、受理された者に、「静岡県環境学習指導員登録証」及び腕章を交付するものとする。

第6 登録の有効期間

登録の有効期間は、1年とする。

第7 活動実績報告書、活動紹介個票

指導員は、毎年、3月末日までに活動実績報告書（様式第2号）又は活動紹介個票（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で提出ができない場合は、その旨を速やかに知事に連絡し、指示を受けなければならない。

- 2 静岡県森林環境教育指導者の資格を持つ者は、前項について、森林環境教育指導者の活動実績報告書又は活動紹介個票の提出をもって省略することができる。

第8 登録の更新

登録の有効期間の更新（以下「更新」という。）の要件は、第7の活動実績報告書又は活動紹介個票の提出とする。なお、更新の開始は、活動実績報告書又は活動紹介個票を提出した翌年度の4月1日からとする。

第9 指導員に関する情報の公表

知事は、指導員の登録情報を、県ホームページを通じて県民に公表するものとする。

第10 登録の取消し

次の場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 県認証の指導員として、著しく不適格な行為が認められたとき。
- (2) 本人からの登録辞退願（様式第4号）の提出があったとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 活動実績報告書（様式第2号）又は活動紹介個票（様式第6号）の提出がなかったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、当該登録を受けている者に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

第11 その他

登録を受けている者は、登録後、登録記載事項に変更が生じた場合は、変更事項を速やかに知事に連絡しなければならない。

- 2 第10の2の通知を受けた者は、速やかに登録証及び腕章を知事に返納しなければならない。
- 3 第10の2の通知を受けた者で、登録証又は腕章を紛失した場合は、紛失届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第10の1の(4)の理由により、第10の2の通知を受けた者で、やむを得ない事情と認められた場合は、第7の活動実績報告書又は活動紹介個票を提出することができる。

附則

- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年7月2日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成24年2月22日から施行する。
- この要領は、平成24年4月2日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年3月1日から施行する。
- この要領は、令和元年11月22日から施行する。